

市場調査支援事業費助成金 申請に関するQ&A

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

【目次】

対象事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
対象者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
対象経費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
申請手続き	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
審査・採択について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
事業完了後の注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6

本助成金は、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令、本補助金要綱の適用を受けますので、ご注意ください。

「申請に関するQ&A」も上記に基づき作成しております。

※当てはまるかどうかは明確ではない場合は、巻末の財団担当者連絡先にご相談ください。

【対象事業】

Q1：この助成金はどのような事業を対象としていますか。

A1：新分野への進出や新商品の開発等を目的とした市場調査や市場調査を踏まえた試作品開発を行う事業を対象とします。

Q2：「新分野への進出や新商品の開発等」には既存製品の改良は含まれますか。

A2：新たな付加価値の創出が見込まれる大幅な改良は含まれます。しかし、軽微なデザインの変更等はこれに含まれません。

Q3：新分野への進出や新商品の開発等を目的とした市場調査とは何を指しますか。

A3：新分野への進出や新商品の開発等を前提として必要となる、市場動向、競合製品及び潜在需要等の調査又は試作品・改良品の評価等を指します。

※市場全体の動向等を把握できない少数特定顧客へのヒアリングや営業行為はこれに含みません。

Q4：どのような段階の事業が対象となりますか。

A4：新分野への参入や新商品の開発を行ううえで、投入を目指している市場（ニーズ）を事前にしっかりと捉えることが成功のカギとなります。本事業は初期段階の市場調査を促進することを目的とした助成金です。

本助成金は事業化を成功するにあたって重要な「市場調査」から「市場調査を踏まえた試作開発・改良」までが対象事業となります。（下図①～③の段階であれば、申請が可能です。）

イメージ図は、下記の通りです。

製品の完成度

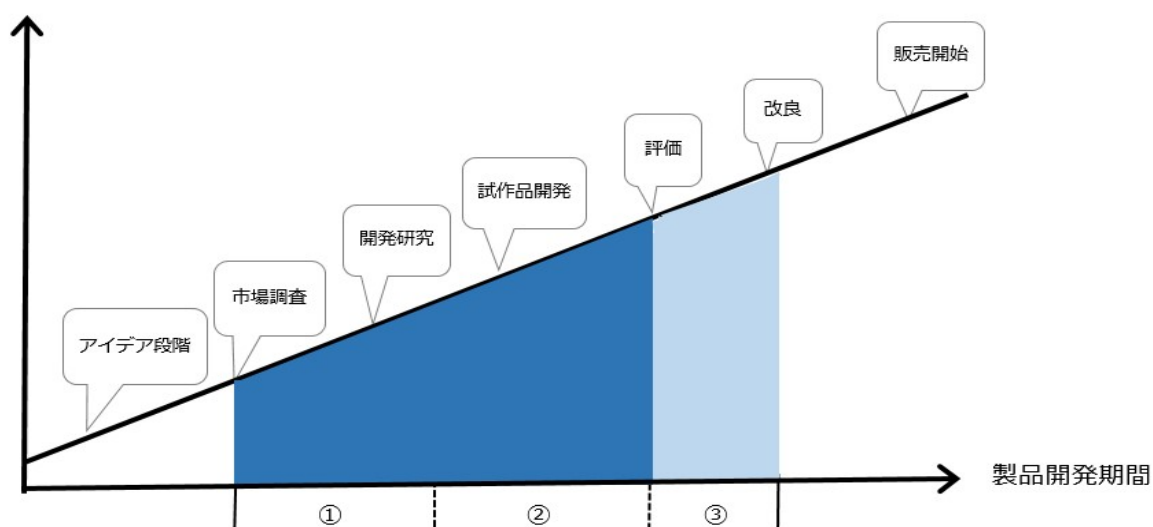


図1：対象事業の段階イメージ図

①市場参入検討段階：参入を検討する新分野について市場調査を行う段階

②プロトタイプ段階：市場調査結果を基に試作品開発を行い、評価を受ける段階

③最終製品仕上段階：評価を受け、更なる開発・改良を行う段階

※①と②の事業段階は商品開発を行う上で重点的な取り組みが必要です。

【対象者】

Q5 : 助成金上限額が100万円となる企業グループとは何ですか。

A5 : 企業グループとは、県内に事業所を有する製造業分野に取り組む企業又は島根県内の中小製造業企業の3社以上により構成されるグループで経営革新計画に採択された企業を指します。上記事業で採択された取組を本助成金事業で申請された場合、助成金上限額が100万円となります。

Q6 : 企業の業種による制限はありますか。

A6 : 県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する中小企業者であって、製造業(ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。)に取り組む企業が対象となります。

Q7 : みなし大企業も対象ですか。

A7 : Q6の要件を満たしていれば対象となります。

Q8 : 県外企業でも県内に支店や工場があれば申請できますか。

A8 : 県外に本社がある企業でも、県内の支店や工場が主体となって事業を行う場合は申請できます。

Q9 : 企業は複数回申請できますか。

A9 : 2回まで同年度申請することが可能です。しかし、すでに別事業で当助成金の採択を受け、市場調査に取り組んでいる企業等にあっては、当該助成事業が完了し、当該助成金にかかる額の確定通知を受けるまでの期間は申請できません。また、同時に複数事業を申請することもできません。

【対象経費】

Q10 : 助成金の申請前に支払った経費は助成金の対象となりますか。

A10 : 対象になりません。交付決定日以降に発注した経費が対象です。

Q11 : 事業実施期間の終了後に支払った経費は助成金の対象となりますか。

A11 : 対象になりません。交付決定日以降且つ助成事業期間内に支払いが完了した経費が対象となります。

Q12 : 消費税は対象経費となりますか。

A12 : 対象になりません。助成対象経費には消費税を差し引いた額を記載ください。

Q13 : 振込手数料は対象経費となりますか。

A13 : 対象になりません。振込手数料が先方負担の場合は、その金額分の値引きがあったものとみなし、手数料分を差し引いた額が対象経費となります。

Q14 : 販売する新製品の原材料や販売用の製品を生産する設備は補助対象になりますか。

A14 : 通常の営業活動や生産活動に係る経費は対象になりません。

Q15 : 外注加工費とは何ですか。

A15 : 外注加工費とは「図面・仕様等を自社で定めてあり、その加工等を発注するもの」を指します。

Q16 : 技術導入費とは何ですか。

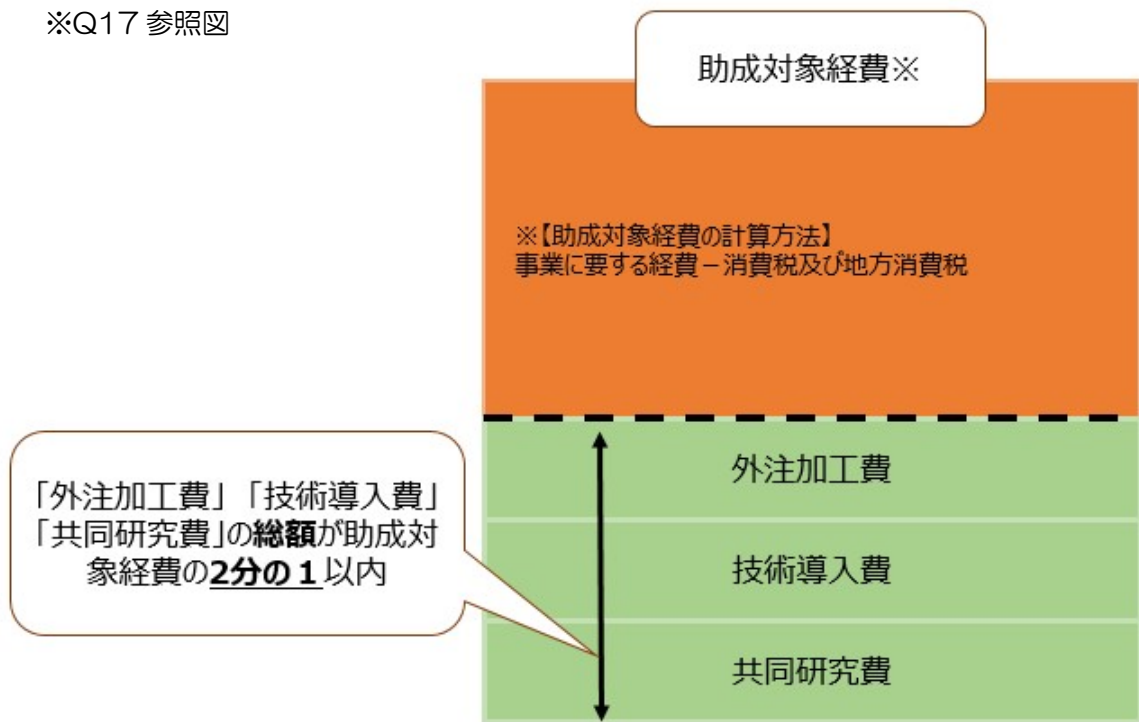
A16 : 自社が保有していない技術を事業で導入する際に要する費用です。具体的には、外部からの技術指導費用や、他社が保有する産業財産権（特許等）のライセンス等による導入費用を指します。

Q17 : 委託費が助成対象経費総額の2分の1を超えましたが、申請できますか。

A17 : 申請できます。

しかし、本事業では「外注加工費」「技術導入費」「共同研究費」の総額は、助成対象経費総額の2分の1を超えない金額であることが申請条件となります。

※Q17 参照図



【申請手続き】

Q18：申請にあたって必要な書類は何ですか。

A18：以下の書類をご提出ください。

- (1)申請書①（ワード版）
- (2)申請書②（エクセル版）
- (3)納税証明書（※申請日より発行日が3か月以内のもの）
- (4)決算書

※直近2期分の貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、個別注記表

企業グループ申請の場合は、

- (5) 経営革新計画 申請書および承認通知書のコピー



《注意》よくある提出書類のミス

- ① 直近の納税証明書（県税）を提出していない
- ② 決算書内容の漏れ（特に「販売費及び一般管理費」）

締切日直前に発覚すると提出に間に合わない場合がございますので、事前にご確認ください。

※令和3年度より申請書への押印が不要となりました。

※ 申請書に記載する内容に関しては、

「市場調査支援事業費助成金申請書作成マニュアル」をご確認ください。

Q19：納税証明書とは何ですか。

A19：県税の未納がないか確認する書類を指します。東部県民センター、西部県民センターにて納税証明書が発行されます。また、本社が県外であり本事業実施場所が島根県である事業所・工場の場合も、上記センターにて納税証明書が発行できます。

本助成金を申請される際は必ず、締切日までに発行、且つ当財団に提出してください。

Q20：何部提出すればよいですか。

A20：1部提出してください。

Q21：提出先はどこですか。

A21：以下のいずれかの住所にご提出ください。また、(2)へご提出される際は、事前に新事業支援課 助成金担当者（0852-60-5112）までご連絡ください。

- (1)公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地テクノアークしまね

- (2)公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 シティパーク浜田内

【審査・採択について】

Q22：審査項目はどのようなものがありますか。

A22：3つの審査項目があります。申請書では、次の3つを必ず説明してください。

(1)事業推進体制・スケジュール

- ・市場調査の遂行方法・体制及びスケジュールは妥当であるか。

(2)実施による効果

- ・事業実施による効果が見込めるか。

(3)経営状況

- ・計画を遂行できる経営状況であるか。

【事業完了後の注意事項】

Q23：財産処分とは何ですか。

A23：助成事業の対象経費として購入したものや試作品を、事業の目的に反して他者に譲渡、交換、貸付又は担保にすることを指します。財産処分を行う際は、必ず事前に当財団へご連絡ください。

《お問い合わせ先》

〒690-0816

島根県松江市北陵町1番地 テクノパークしまね

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 助成金担当者

電話番号：0852-60-5112 / Fax 番号：0852-60-5106

E-mail：sat@joho-shimane.or.jp

ご質問・相談等がございましたら、
お気軽にご連絡ください

